

監 査 結 果 報 告 書

令和元年10月度～12月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：健康福祉課、観光・産業振興課、
施設整備課

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）：施設整備課

2. 監査期間

| 月 日 | 監査対象課 |
|-------------------|----------|
| 令和元年 10 月 11 日（金） | 施設整備課 |
| 令和元年 10 月 18 日（金） | 健康福祉課 |
| 令和元年 11 月 8 日（金） | 健康福祉課 |
| 令和元年 11 月 15 日（金） | 観光・産業振興課 |
| 令和元年 12 月 13 日（金） | 観光・産業振興課 |
| 令和元年 12 月 20 日（金） | 施設整備課 |

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・平成 30 年度に実施した監査で指摘・要望した事項に対し提出された措置の状況について
- ・各課における①報酬・報償費 ②府外出張 ③委託・賃貸借契約 ④各種証明書の発行及び手数料の徴収事務について

行政監査

- ・不納欠損処分に至るまでの滞納整理事務について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、各種委員会の開催内容や出欠の内容がわかる資料の作成がない等の不備が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【健康福祉課】

- 1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会委員報酬の支払いについて
 - ・委員会の開催内容や出欠の内容が分かる資料を作成し、決裁をとること。
 - ・大阪府の職員を委員会の委員として委嘱しているが、旅費は府と村のどちらの条例に基づいて支出するのか、根拠を示しておくこと。
- 2 高齢者に対する祝金等の報償金の支払いについて
 - ・要綱に基づき 100 歳を迎えた方に報償金を支給しているが、支給の決裁に対象者が 100 歳となった旨の根拠資料が添付されていない。住基等の年齢が確認できる資料を添付すること。
- 3 コミュニティソーシャルワーカー配置事業運營業務委託及び千早赤阪村日常生活支援コーディネーター業務委託について
 - ・契約に関する仕様書は、契約書と共に綴じ、お互いの割り印を押すこと。
 - ・契約書に基づき、社会福祉協議会から実績報告書が提出されているが、鑑文もなく、数値のみが記載された報告書となっている。法人名が明記され押印のある正式な実績報告書を提出させ、計画書に基づいた事業実施を行っているか確認すること。
 - ・仕様書には、計画書を提出し、村の承認を得ることになっているが、実施されていない。提出された計画書は村長までの決裁をとり、内容について村の承認を得ること。
- 4 げんき保育園園庭崩壊測量設計業務委託について
 - ・緊急に工事を実施する必要があるとして随意契約を締結しているが、株式会社かんこうとの 1 者随契となった理由が明確に随意契約理由書に記載されていない。
- 5 保健事業推進協議会の報酬の支払いについて
 - ・協議会の開催内容や出欠の内容がわかる資料を作成し、決裁をとること。
- 6 母子保健事業経費の報償の支払いについて
 - ・事業依頼の決裁文書に、報償の単価や村の予算に関する情報が記載されていない。
- 7 ちはやあかさか元気・健康・子育てフェスティバルに係る業務等の委託料について

- ・学校給食調理等業務委託は、給食体験としてカレーの試食を実施しているが、何人分調理するのか等の情報が仕様書に記載されていない。仕様書には詳細に委託内容を記載すること。
 - ・材料は学校給食会にて準備し、需用費の賄材料費として支出しているが、購入する材料の一覧が作成されていない。
- 8 乳がん検診（指定医療機関）委託契約について
- ・3病院に乳がん検診を委託しているが、病院により単価が異なる。それぞれの病院に理由があり、同一の単価とすることができないとのことだが、決裁文書にはその旨を記載すること。
- 9 保健センターのビル管理契約（昇降機設備保守）について
- ・平成25年、30年に保健センターの昇降機保守の長期継続契約（5年）を実施しているが、三菱電機ビルテクノサービス株式会社との1者随意契約となった理由が明確に記載されていない。競争入札ができないのであれば特定の業者でないと実施できない理由を記載すること。
 - ・契約の決裁が副村長になっているが、5年間の契約金額の総額は村長の決裁区分となるので、村長までの決裁をとること。
- 10 無料法律相談委託契約について
- ・年6回開催しているが、それぞれの開催について、開催日時、場所を定めた決裁がとられていない。
 - ・各開催日ごとの相談件数が報告がされていない。
 - ・委託料の支払いになるので、事業の完了後には復命書を作成すること。

【観光・産業振興課】

- 1 農業委員会の委員の報酬について
- ・農地利用最適化推進委員の報酬の支出票が農業委員会委員として処理されている。予算書及び決算書の備考欄の名称が農業委員会委員報酬となっている。
- 2 水田営農活性化事業費報償費の支出について
- ・農業組合の実行組合に委嘱しているが、委嘱の決裁が作成されていない。依頼内容を記載した依頼文を作成すること。
 - ・一人当たり12,000円を報償金として支出しているが、12,000円の額の根拠が不明瞭である。
 - ・補助金の申請を地域農業再生協議会の決裁で実施しているが、補助金の支給に関する決裁は村で行うべきである。

- 3 府外出張について
 - ・出張前の決裁がとられていない。農業委員会委員の出張についても職員と同様に庁内の統一的な方法で処理をすること。
- 4 金剛山管理経費報償金の支出について
 - ・依頼内容を記載した文書が作成されていない。謝礼を支払うならば、村から事前に依頼文を送付すること。
 - ・謝礼を手渡した際は、金額を確認してもらい、相手から領収印をもらうこと。
- 5 道の駅ちはやあかさか公衆トイレ清掃業務委託契約について
 - ・契約の起工伺いが作成されていない。
 - ・1日1回、1時間の清掃を委託しているが、誰が何時に清掃したのかを確認できる資料の作成を求めること。
- 6 道の駅「ちはやあかさか」施設での観光情報発信業務及び同施設の管理運營業務委託契約について
 - ・観光情報発信と駐車場等の清掃業務の管理を委託しているが、普通財産である道の駅の建物及び土地の貸付けに関する契約が締結されていない。
- 7 産湯の井戸借地料の支出について
 - ・産湯の井戸の借地料として平成12年から土地を借りているが、土地を借りた当初の目的及び土地単価の根拠となる資料がない。
 - ・借りている土地の管理方法が明確に定められていない。観光施設として利用するならば観光客が安全に利用できる管理を行うこと。
- 8 景観向上用地西楽寺横花壇借地料の支出について
 - ・契約は平成20年3月31日までとなっており、その後の契約については協議することとなっているが、協議した記録がない。他の土地賃貸借契約についても5年ごとに協議することになっているが、協議の決裁がとられていない。
- 9 森屋花壇借地料の支出について
 - ・花壇の管理をシルバー人材センターに委託しているが、剪定作業の完了報告書に添付する写真は実施前、実施後が比較できるように同じ場所から撮影させること。作業看板の文字は報告書の写真でも確認できるように明確に記載させ、撮影させること。
 - ・剪定作業の時期をすべて委託先に任せている。希望の時期などがあるならば仕様書に記載しておくこと。
- 10 さわやかトイレ土地借上料の支出について
 - ・5年ごとに契約内容について協議することになっているが、協議した記録がない。平成4年から契約しているが、契約単価が変わっていない。契約締結以降、土地の価値が下がっているため契約単価も下げるように協議すべきである。
 - ・契約の決裁時に契約金額の根拠となる資料が添付されていない。

- 11 千早本道トイレ（バイオトイレ）土地借上料の支出について
 - ・他のトイレ土地の借上料と比べ、単価が高額となっている。5年ごとの契約内容の見直しも実施されていないので、今後協議する際は交渉の経緯を確認すること。
 - ・賃借料の契約書の内容が簡易的であり、詳しい内容が定められていない。契約期間、賃借料の支払時期及び契約の解除について記載されていない。他の土地賃借料の契約書についても簡易なものが多いので、契約書の書面の内容について見直すこと。
- 12 金剛山専用水道取水口使用料の支出について
 - ・土地の相続があり、相続人から念書を貰っているが、相続人の代表者1名の押印しかない。相続人の代表として認める相続人全員の押印を貰った念書を提出させること。他の契約の念書についても代表者1名の押印しかないものがある。
- 13 金剛山ロープウェイ鉄塔及び駅舎耐震診断業務の契約について
 - ・業務の起工伺いが作成されていない。また、設計書に課長の印が抜けている。

【施設整備課】

- 1 受益者負担金徴収経費報償費の支出について
 - ・千早赤阪村都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例第6条において、受益者が負担金を一括納付したときは、報奨金を交付することができる、と規定しており、同条例規則においてその額を14%としている。税や国民健康保険料では一括納付の報奨金は支出していない。下水道の受益者負担金のみ報奨金を支出する理由とその額を再度検討すること。
- 2 府道富田林五条線府道間道路等構想検討業務の契約について
 - ・随意契約理由書に、契約業者が他公共団体に対して人的支援を行っていることを理由の一つとしているが、人的支援という表現では無償の支援を実施したのか、有償の業務を実施したのかが不明瞭である。契約の実績があるならばその旨を記載すること。
- 3 平成30年度台風21号による村道への倒木除去作業委託の契約について
 - ・災害復旧事業として実施内容の数量、単価を提出している業者と一式として金額をまとめ、詳しい金額の内訳がわからない業者がある。内容を確認するためにも数量、単価等詳しい金額内訳が確認できる資料の提出を求め精算金額を積算し契約金額を確定すること。
- 4 シルバー人材センターとの契約について
 - ・シルバー人材センターとの委託業務において、作業報告書が担当者名で提出されている。担当者からではなく受託者名の完了報告書を提出させること。
- 5 平成30年度未水洗世帯アンケート調査業務の契約について
 - ・アンケート実施後の村の方向性が示されていない。村としてどのような目的があっ

てアンケートを実施したのかが不明確である。

- ・シルバー人材センターから提出された見積書に日付が記載されていないため、いつ提出された見積書であるかわからない。
- 6 小吹台地区不明水調査業務の契約について
- ・カメラ等を用いた調査を実施し、不明水の根本的な原因を突き詰めること。また、調査するだけでなく、調査結果をもとに村としてどのように対応していくのか方針をまとめておくこと。

行政監査

【施設整備課】

- 1 下水道使用料の滞納について
- ・下水道使用料徴収事務委託協定書の別記仕様書3において、滞納処分以外に適切な徴収方法がないなどの事由が生じたときは、速やかに委託事務の対象としない旨を通知するものとするところになっているが、水道企業団が債権放棄したものについて、村への通知が提出されていない。
 - ・下水道料金の滞納整理は水道料金の滞納整理と併せて水道企業団に委託しているが、水道料金の時効は2年、下水道料金の時効は5年であり、水道料金の時効後は下水道料金の徴収を村で実施しなければならない。下水道料金のみの滞納徴収の場合は村の名前の独自の納付書を送付すること。
 - ・他市町村の事例や水道企業団の徴収方法を参考にし、村が行う下水道料金の滞納整理の仕組みを構築すること。
 - ・下水道料金の滞納整理（徴収業務）を行う場合の身分証が作成されていない。